

令和3年度

芦屋市放課後児童クラブ (学童保育)

入会のご案内

～ 放課後児童クラブとは ～

保護者が昼間就労等で不在となる小学校1年生～6年生の児童を対象に、放課後などの一定の時間お預かりし、遊びを通じてスポーツ・文化・レクリエーション等、集団による生活指導、その他児童の健全育成を行います。

- ① 児童会は、学校教育や家庭教育を補う事業ではありません。
- ② 児童会の諸活動は、原則として、各学級が所在する小学校の敷地内で行います。
- ③ 各学級で定員を超える申込みがあった場合、優先順位を審査し、入会を決定します。
- ④ 放課後児童クラブでの時間を大切にしているため、年間を通して登録していただくことを基本とします。

(お問い合わせ) 芦屋市教育委員会 社会教育部 青少年育成課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所北館4階(44番窓口)
平日 9時～17時30分
TEL0797-38-2110 FAX0797-38-2124

1. 対象児童 次の①から③の要件を満たすこと。(③は該当者のみ)

① 児童の要件	
芦屋市内在住家庭の小学生。	

② 保護者の要件(A～Gのいずれかに該当している場合。)※令和3年4月1日時点	
A	放課後の時間帯に家庭外で児童と離れて、労働することを常態としている。 (勤務終了時間が16時以降、週3日以上かつ3ヶ月以上の勤務又は勤務予定。) (延長の利用を希望する場合は、勤務終了時間17時以降が延長利用要件です。)
B	放課後の時間帯に家庭内で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をするを常態としている。(自営業など、上記「A」と同様の常態であること。)
C	疾病、負傷により、1カ月以上の継続した入院を必要とする場合。
D	同居等の親族の方が、1カ月以上の継続した看護を必要とする場合。
E	身体障がい・精神障がいを有する場合。
F	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合。(上記「A」と同様の常態であること。)
G	その他(上記条件と同様の状態となる場合。)

※保護者とは…父母が婚姻中の場合…父母両方 左記以外…親権者又は後見人等

③ 同居の親族及びその他の者(20歳以上65歳未満)の要件 (上記A～Gのいずれかに該当している場合。)※年齢基準:令和3年4月1日時点	
例:同居の祖父母・おじ・おばの在職証明書等 ※20歳未満65歳以上は必要ありません。	

2. 延長育成について

延長育成の利用を希望する方は別途、**延長育成利用申請書**をご提出いただきます。詳細は別紙「延長育成の実施について」をご参照ください。

3. 学級名称・所在地・連絡先(令和3年度開設予定学級)

平成31年度より、運営の一部を「特定非営利活動法人S-space(スペース)」に業務委託しています。

名 称	所 在 地	定員	連 絡 先	運 営 者
ひまわり学級ひかり	精道町8-25(精道小学校内)	90	32-3165	芦屋市
ひまわり学級つばさ			32-1022	芦屋市
なかよし学級さくら	浜町1-9 (宮川小学校内)	90	32-7127	S-space
なかよし学級ひつじ			34-8445	S-space
なかよし学級つばめ	浜町1-20 (宮川幼稚園内)	35	070-2448-3560	S-space
わんぱく学級かえで	山手町8-3 (山手小学校内)	45	32-8315	S-space
わんぱく学級もみじ	西山町22-15 (西山幼稚園内)	35	070-2449-3039	S-space
すぎのこ学級つくし	岩園町23-41 (岩園小学校内)	90	32-7448	S-space
すぎのこ学級くるみ				S-space
やまのこ学級いぶき	朝日ヶ丘町10-10(朝日ヶ丘小学校内)	70	32-8271	芦屋市
やまのこ学級つぼみ			090-2448-9877	芦屋市
しおかぜ学級くじら	潮見町1-2 (潮見小学校内)	90	38-3524	芦屋市
しおかぜ学級いるか			38-3424	芦屋市
はまゆう学級かもめ	新浜町8-2 (打出浜小学校内)	90	32-5316	芦屋市
はまゆう学級なぎさ			32-5318	芦屋市
らいおん学級みなと	浜風町1-1 (浜風小学校内)	85	32-4113	S-space
らいおん学級みさき				S-space

4. 開会日・時間

月曜日～金曜日	放課後から午後5時まで 春・夏・冬休み・学校休業日等は午前8時から午後5時まで ※延長利用者(希望者のみ)は午後7時まで(必ずお迎えが必要です。)
土曜日(希望者のみ)	午前8時から午後5時まで

※11月・12月は午後4時30分までです。(延長は午後7時まで行います。)

5. 閉会日(お休みの日)

- 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- お盆(8月12日から8月16日まで)
- 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

6. 育成料 ※減額免除制度があります。詳しくは別紙「育成料減額・免除の取扱について」を参照。

基本額	延長育成の利用(希望者)	土曜育成の利用(希望者)
8,000円(月額)	別途3,000円(月額)	別途1,600円(月額)

※金融機関の指定口座から毎月26日に振り替えます。

※日割り計算はありません。

7. 実費〈おやつ・教材費等〉 ※減額免除制度はありません。

①保険料 年額500円(全員加入)

放課後児童クラブでの活動中や校外指導、登下校中の疾病・事故に対する災害補償。

②学級費 月額2,000円(内訳:教材費600円・おやつ代1,400円)

育成料とは別に必要です。各学級の指定口座へお振込みください。

(口座は入会決定後に通知します。)

※日割り計算はありません。

※土曜日に登級される場合は、ご家庭で昼食とおやつ(100円程度)を持たせて下さい。学級では用意できませんので、忘れないようにお願いします。

8. その他(予め承諾いただきたいこと)

- ① 入会申請書等の記載事項に偽りがある場合は、退会となります。
- ② 提出書類については、必要に応じて、別途書類を提出していただくことがあります。
- ③ 書類に1箇所でも不備があると受付ができませんので、ご注意ください。
- ④ 申請内容の変更が生じた場合は、すみやかに変更届等に必要事項を記載し、放課後児童クラブ各学級もしくは青少年育成課に提出してください。
- ⑤ 育成料及び学級費の日割り計算は行いません。また、1日でも登録された場合は、月額の育成料及び学級費が発生いたします。
- ⑥ 育成料の未納期間が6ヶ月継続した場合は、入会の許可の取り消しを行います。
- ⑦ 児童の欠席、早退、遅参その他児童に関して必要なことは、必ず指導員に連絡をして下さい。
- ⑧ 必要に応じて、保育所・幼稚園等に入会児童の状況を確認する場合があります。

《入会申請の提出書類》 ※申請内容は4月1日以降の情報を記入してください。

1. <全員> 放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号)

利用する児童に障がいがある場合は、療育手帳または身体障害者手帳の写しを必ず添付してください。

2. <全員> 在職証明書等

就労者等全員分が必要です。(20歳未満65歳以上の同居人等を除く。)

状況	提出書類 ※入会要件A～Gの状況ごとで、提出書類が異なります。
A(在職)	① 在職証明書(就労者全員分) ※入会日より3カ月以上の期間が証明されているもののみ有効。
B(自営)	① 在職証明書 ②自営業がわかる客観的資料(③専従家族の証明)
C(入院)	① 医師の診断書 ②申立書
D(看護)	① 医師の診断書 ②申立書
E(障がい)	① 障害者手帳 ②申立書
F(在学)	① 在学証明書 ②カリキュラム(時間・日数の確認ができるもの) ③申立書
G(その他)	青少年育成課にお問い合わせください。

3. <希望者> 延長育成利用申請書(様式第6号)

4. <該当者> 育成料減額・免除申請書(様式第9号)

以下に当てはまる場合のみ、いずれかの添付書類を提出して下さい。

- ① 生活保護受給者:生活保護受給証明書(写)
- ② ひとり親世帯かつ非課税の方:母子・父子家庭証明書、芦屋市ひとり親家庭証明書、児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証(乳児医療は不可)のいずれかの写し1つ
- ③ 令和2年1月1日時点で芦屋市に住民登録がない方:
令和2年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書, または令和2年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)

《入会手続き及び決定》

(1) 入会の受付開始 (入会の募集の配布は10月下旬より行ないます。)

受付期間	提出先	受付時間
11月2日から11月30日まで (土日祝は除く)	芦屋市役所北館4階 青少年育成課	月～金 9:00～17:30 ※12:00～12:45を除く。 ※土曜日は受付を行いません。
11月2日から11月30日まで (土日祝は除く)	各小学校 放課後児童クラブ	月・火・木・金 12:15～15:00 17:00～17:30
		水 13:15～15:00 17:00～17:30

<送付先>〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市教育委員会青少年育成課 宛

(2) 入会の決定・入会決定通知書を送付(1月下旬に決定・発送予定)

(3) 新入会説明会 3月中に実施予定です。詳細は入会決定後に通知します。

※ 年度途中でも、上記受付の時間・提出先にて受付します。入会審査・決定までに概ね1週間を要します。